

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十六号

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

道路の構造の技術的基準を定める規則（平成二十四年山口県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「横断歩道橋等」の下に「、自動運行補助施設」を加える。

本則に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十四条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。